

反映状況票

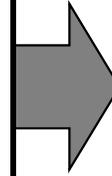
(単位:百万円)

| 府省名 | 調査事業名 | 調査主体 | 取りまとめ財務局 | 5年度予算額 | 6年度予算案 | 増▲減額 | 反映額 |
|-------|---|------|----------|-----------|-----------|----------|------|
| 厚生労働省 | (14) 生活困窮者自立相談支援事業等 | 共同 | (四国財務局) | 77,661の内数 | 82,516の内数 | 4,855の内数 | ▲687 |
| 事案の概要 | 「生活困窮者自立支援法」に基づき、一人ひとりの状況に応じた自立に向けた支援計画の策定（自立相談支援事業）、一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練（就労準備支援事業）、家計の状況把握や利用者の家計改善の意欲を高めるための支援（家計改善支援事業）を実施し、生活困窮者の自立の促進を図るものである。 | | | | | | |

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 各事業の支援体制の整備状況について
2. 補助基準額の設定について

- 補助金等の配分に当たっては、人口規模を基本とした基準を改め、実績に応じた配分に重点を置くべき。その際、事業を通じた増収者数や就労者数といったアウトカム指標の活用も検討すべき。
- 特に小規模自治体における実施に当たっては、複数の自治体による共同実施や都道府県を中心とした広域実施を基本として推進していくべき。
- また、今後、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の必須化を検討するに当たっては、需要の動向に応じた多様な運営体制を可能とすることにより、自治体に対し不要な負担を強いることのないようにすべき。



反映の内容等

1. 各事業の支援体制の整備状況について
2. 補助基準額の設定について

- 厚生労働省において、人口規模に対する標準的な支援件数に基づき基本基準額を再設定するとともに、標準的な支援件数を超える支援実績がある場合に実績に応じた加算を措置するなどの補助体系の見直しを行った。（反映額:▲687百万円）
なお、アウトカム指標の活用については、定量的な評価方法が可能かも含めて、引き続き検討することとしている。
- 厚生労働省において、複数の自治体による共同実施や都道府県を中心とした広域実施について、好事例の横展開を行うことで推進していくこととした。
- 厚生労働省は、就労準備支援事業及び家計改善支援事業について、全国的な実施を目指すに当たり、自治体の効果的かつ効率的な事業の実施を求めることとし、そのために必要な指針を示すことを予定している。